

◆◆◆目次◆◆◆

1. 11月は「はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間」です
2. 地域経済循環創造事業交付金について

★★

1. 11月は「はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間」です

岐阜労働局では、11月を「はつらつ職場づくり推進キャンペーン期間」として、労働時間管理の適正化やメンタルヘルスクエアを含む健康管理対策を一層進めることで、長時間労働を抑制し、脳・心臓疾患や精神障害の発症をなくし、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られた、誰もが健康で安心して働くことができる、はつらつとした職場づくりをめざす取組を集中的に行うこととしています。労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消、時間外労働の削減と年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策の促進、パワーハラスメントの防止等、各企業、家庭において、これを契機とした「はつらつ職場づくり」の取組を進めましょう。

お問合せ先：岐阜労働局 労働基準部 監督課 (058-245-8102)

★★

2. 地域経済循環創造事業交付金について

地域経済循環交付金とは

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対して、総務省から自治体へ交付される交付金の名称です。

地域資源を活用した先進的で持続可能な事業化の取り組みを促進し、地域での経済循環の創造を推進することを目的とし、当該交付金による支援が行われています。

今後、次に掲げる対象事業例に該当する取り組みを計画される場合は、お気軽に高山市商工課へご相談ください。

詳細については、こちらをご確認ください。

[http://www.chiikinogenki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki\\_genki.html](http://www.chiikinogenki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html)

お問合せ先：高山市商工課 0577-35-3144 (直通)

\*\*\*\*\* メールマガジンの配信中止・アドレス変更 \*\*\*\*\*

配信中止・アドレス変更を希望される場合は、下記の要領でメールにてご連絡ください。

タイトル：【メールマガジン配信中止】又は

【メールマガジン配信先 アドレス変更】

本文：事業所・団体名、氏名

アドレスを変更する場合は、新・旧アドレス

送信先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。